

雇 第 2 0 1 号
令 和 4 年 6 月 2 日

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公印省略)

令和4年7月以降の雇用調整助成金の特例措置等及び小学校休業等対応
助成金・支援金の内容等について (通知)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金の特例措置等及び小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について、
今般、厚生労働省から、令和4年7月から9月までの具体的な助成内容を別紙のとおりと
する旨の発表がありましたので、通知します。

現在、事業活動を取り巻く環境は大変厳しい状況ではありますが、各企業における事業
活動の継続や労働者の雇用の維持・確保を図るためにも、助成金等の積極的な活用につい
て、改めて貴団体会員の皆さまに広く周知くださるようお願い申し上げます。

詳細については、下記の厚生労働省ホームページも御参照下さい。

* 厚生労働省ホームページ URL (5月31日報道発表資料)

○令和4年7月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/r407cohokurei_00001.html

○令和4年7月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25972.html

担当：

千葉県商工労働部雇用労働課
電話 043-223-2767

詳しくは、以下にお問合せください。

○雇用調整助成金

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係
電話 043-221-4393

○小学校休業等対応助成金・支援金

千葉労働局雇用環境・均等室
電話 043-306-1860

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和4年 3～6月	令和4年 7～9月
中小企業	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円(※6)
	地域特例(※7)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
 (※2)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。
 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
 ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
 (※3)令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。
 (※5)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。
 (※6)8月以降の上限額は、8月1日に基本手当の日額上限が変更された場合は、当該変更後の額。
 (※7)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。
 なお、上限額については月単位での適用とする。
 (例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をするもの（小学校休業等対応支援金）。

支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

対象となる子ども（共通）

新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（ ）に通う子ども

小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

小学校等を休むことが必要な子ども

- ）新型コロナウイルスに感染した子ども
- ）風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
- ）医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）（小学校休業等対応助成金）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額を支給（下記参照）（小学校休業等対応支援金）

個人申請：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

令和4年7月～9月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を、下表のとおりとする。

		令和4年3月	令和4年4～6月	令和4年7～9月
小学校休業等 対応助成金 (日額上限額)	原則的な措置	9,000円	→	9,000円
	特例()	15,000円	→	15,000円
小学校休業等 対応支援金 (支給額)	原則的な措置	4,500円	→	4,500円
	特例()	7,500円	→	7,500円

() 緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主